



みんなして

No.61 発行 2017年2月
 「生業を返せ、地域を返せ！」
 福島原発事故被害弁護団
 TEL : 03-3379-6770

【最近の動き】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
02月20日 県民健康調査検討委員会、事故と甲状腺がんの因果関係を検討する評価部会を5月に再開方針	02月02日 弁護団会議（東京）
02月22日 鹿児島県知事、川内原発第1号機の運転を容認	02月13日 原告団・弁護団合同会議（福島市）
02月23日 東京地裁、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電旧経営陣に対する裁判で、公判前整理手続を3月29日に開くことを決定	02月21日 弁護団会議（東京）
02月24日 玄海町議会、玄海原発3・4号機の再稼働を賛成多数で同意	02月26日 原告団・弁護団合同会議（郡山市）

いよいよ結審を残すばかりとなりました

～ 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟第23回期日の報告 ～

1. 冬晴れの期日

1月30日、第23回期日が開かれました。この日、国と東電から新たな書面が提出されました。国の書面は、国賠法6条の相互保証について述べるもの（準備書面18）、原告の主張する精神的損害が放射線被ばくの健康影響や中間指針等に基づく賠償の考え方などに照らして本件原発事故との間に相当因果関係が認められる損害とはいえないと主張するものです（準備書面19）。



東電の書面は、2002年に津波評価技術に基づき実施した津波推計計算に対応して講じた津波防護措置に関する原告の釈明に回答するもの（準備書面25）、避難指示区域における帰還に向けた取り組みについて述べるもの（準備書面26）、原告本人尋問をふまえた原告の損害各論に反論するもの（準備書面27）、本件原発の状況について説明するもの（準備書面28）、原告の20ミリシーベルト以下の放射線被ばくに関する主張などに反論するもの（準備書面29）、原告の社会的・心理的知見に基づき精神的損害の評価を行うべきであるとする主張に反論するもの

原告の20ミリシーベルト以下の放射線被ばくに関する主張などに反論するもの（準備書面29）、原告の社会的・心理的知見に基づき精神的損害の評価を行うべきであるとする主張に反論するもの

(準備書面30)、一部の原告につき弁済の抗弁を主張するものです(準備書面31)。

原告側からは、「長期評価」に基づく津波防護措置により事故が回避可能であったことを主張するもの(準備書面47)、水密化等の津波対策義務の履行により本件原発事故の回避が可能であったことを主張するもの(準備書面48)、慰謝料請求を基礎づける被侵害利益の内容を整理したものの(準備書面・被害総論17)、原告らが主張する損害賠償請求にかかる判断の土俵・枠組みについて述べるもの(準備書面・被害総論18)、放射性物質汚染対処特措法が除染費用を原子力損害と評価していることをふまえ、20ミリシーベルト以下の放射性被ばくの権利侵害性が認められるべきであると主張するもの(準備書面・被害総論19)、農作物の出荷制限などの社会的事実からも原告らの損害が認められるべきであると主張するもの(準備書面・被害総論20)、ふるさと喪失訴訟原告とその家族の慰謝料額を認定するうえで考慮されるべき要素を述べるもの(準備書面・被害事実6)、慰謝料額を認定するうえで考慮されるべき要素を述べるもの(準備書面・被害事実7)、陳述書の陳述に基づく被害事実を主張するもの(準備書面・被害事実8)などの書面を提出しました。

当日は、雨の予報にもかかわらず冬晴れとなり350名を超える方が参加されました。「原発なくそう！九州玄海訴訟」弁護団の東島弁護士のほか、かもがわ出版の松竹伸幸編集長、井上淳一監督、おしどりマコ・ケンさん、『ルポ母子避難』の著者である吉田千亜さん、東京演劇アンサンブル、劇団さんらんといった方々も駆けつけてくださり、傍聴席に入りきれなかった方々向けの企画では、鳩山由紀夫元首相をお招きして講演会を行いました。

2. 損害の社会的な広がり を主張立証

この日、私たちは、長期評価に基づく津波防護措置や、水密化などの津波対策によって事故を回避できたことを述べるとともに、被ばくによる健康影響を避けるため、避難を含む被ばく回避措置をとらざるを得ず、そのことによって事故前に享受していた様々な生活上の利益を毀損されたこと、そうした包括的生活利益として的人格権侵害の事実が深刻であることを訴えました。

また、除染実施計画を策定した自治体の広範さや除染の進捗状況、飲料水の汚染や農作物などの出荷制限の経過、河川や海の汚染状況、子どもの被ばくを回避するための措置など、多様な被害事実が社会的な広がりをもっていることを統計や資料に基づき明らかにしました。この点の立証に関する書証だけで段ボール5箱分にもなりました。



3. 結審に向けて

法廷外の取り組みとして、公正な判決を求める署名の取り組みも始まっており、今回の期日にあわせて、1万5000筆を超える署名を提出しました。署名の取り組みは今後も続きます。

次回はいよいよ結審となります。ぜひ1000名を超える参加者で、私たちの意気を示しましょう。福島地裁にお集まりください！

(弁護士 馬奈木徹太郎)

生業訴訟第24回期日（3月21日）のお知らせ

2017（平成29）年3月21日（火）、福島地方裁判所で第24回目の口頭弁論が開かれます。今回の期日をもって、生業訴訟第1陣訴訟は結審となる見込みです。そして、今回は3月20日（月）の夜に、前夜集会も開催いたします！

また、法廷外集会では、久しぶりの模擬裁判を開催し、法廷での意見陳述を再現いたします。講演会は、数々の賞を受賞し、昨年5月には戦後70年日本映画平和賞を受賞された俳優の宝田明さんにご講演いただきます！！

皆様、お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください！！

<3月20日・21日のスケジュール>

【3月20日】

17時30分 前夜集会
（福島市・ラコバ福島）



【3月21日】

10時30分 期日前集会
（福島市公会堂）
11時30分 デモ行進
12時30分 裁判所前スタンディング
公正判決署名提出
14時00分 弁論期日
原告ら意見陳述

【文化センター小ホール】

13時30分 宝田明さん講演会
「俳優として、人間として」
15時15分 模擬法廷
17時00分 報告集会

★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

- ・ホームページ ⇨ <http://www.nariwaisoshou.jp/>
- ・facebook ⇨ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>
- ・Twitter ⇨ @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）





裁判費用の納入のおねがい

第1次提訴から4年を迎え、いよいよ結審となりました。現在、弁護団では2回目、3回目の裁判費用を集めています。まだ納入されていない方は、ご協力をお願いいたします。

第1次（2013年3月11日提訴）、第2次（2013年9月11日提訴）、第3次（2014年2月10日提訴）の原告の方は、各6000円、第4次（2014年9月11日提訴）の原告の方は、9000円となります。2回目をまだ支払っていない方が約900名、3回目をまだ支払っていない方は約1200名いらっしゃいます。お支払いは、下記の口座に振り込む方法によるほか、期日の際や各地で開催される説明会の際でも受け付けています。

支払い済みか問い合わせをご希望の方は、下記の支部担当の弁護士までお問い合わせください。ご協力のほど、よろしくお願いいたします！

【振込先】 ゆうちょ銀行 記号 00240-3 番号 83018

又は

みずほ銀行 川崎支店 普通預金口座 4425545

口座名義：福島原発事故被害弁護団（ふくしまげんぱつじこひがいべんごだん）

【各支部担当弁護士】

◆福島支部（福島市、二本松市、伊達市、伊達郡、飯舘村）

担当 弁護士 鈴木雅貴 あぶくま法律事務所 TEL:024-534-5151

◆相双支部（南相馬市、相馬市、新地町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）

担当 弁護士 藤原泰朗 安田法律事務所 TEL:024-534-0009

◆県中支部（郡山市、須賀川市、田村市、本宮市、岩瀬郡、田村郡、安達郡）

担当 弁護士 渡辺登代美 川崎合同法律事務所 TEL:044-211-0121

◆県南支部（白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡）

担当 弁護士 鹿島裕輔 東京東部法律事務所 TEL:03-3634-5311

◆会津支部（会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、南会津郡）

担当 弁護士 船尾遼 城北法律事務所 TEL:03-3988-4866

◆いわき支部（いわき市、広野町）

担当 弁護士 藤原泰朗 安田法律事務所 TEL:024-534-0009

◆米沢支部（米沢市及び周辺への避難者）

担当 弁護士 青龍美和子 東京法律事務所 TEL：03-3355-0611

◆沖縄支部（沖縄県への避難者）

担当 弁護士 中瀬奈都子 川崎合同法律事務所 TEL:044-211-0121

◆支部なし（その他）

担当 弁護士 斉藤耕平 埼玉東部法律事務所 TEL:048-965-2600

題字「みんなして」は、長谷川啓弁護士の筆によるものです。

